

(別紙)

「飼料中の農薬の検査について」

(平成18年5月26日付け18消安第2322号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長通知) 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">記</p> <p>I 飼料の収去方法</p> <p>1 [略]</p> <p>2 輸入飼料穀物 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 試料の採取方法</p> <p>サイロに搬入する際にオートサンプラー等を用いてロット全体を代表する検体となるよう採取するものとし、<u>適正な時間的間隔をもって、インクリメントスコップ</u> (トウモロコシにあつてはJIS No5。マイロ、大麦、小麦、ライ麦及びエン麦にあつてはJIS No3。)を用いて<u>100回採取し、これを合わせて1次試料とする。</u>なお、すでにサイロに搬入されたものは、他のサイロに移動させる際に同様の方法により採取する。</p> <p>[以下略]</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>I 飼料の収去方法</p> <p>1 [略]</p> <p>2 輸入飼料穀物 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 試料の採取方法</p> <p>サイロに搬入する際にオートサンプラー等を用いてロット全体を代表する検体となるよう採取するものとし、<u>適正な時間的間隔をもって15回、計5キログラム以上</u>を1次試料とする。なお、すでにサイロに搬入されたものは、他のサイロに移動させる際に同様の方法により採取する。</p> <p>[以下略]</p>